

ジェネリック医薬品は家計を助けます！

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は新薬と同等であるうえ、新薬に比べて安価に作ることができます。

ジェネリック医薬品を使ってみたいと思ったら、まずはかかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。

小川町国民健康保険に加入している方へ

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を対象の方に9月末に発送します！

皆さんの薬代の負担軽減になるジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進のため、また、増え続ける国保医療費の適正化のため、皆さんが薬局で処方された薬をジェネリック医薬品に切替えた場合に削減できる自己負担額（差額）をお知らせしています。

届いた方は、今後の切替えの参考にしてください。

対象 7月に生活習慣病に関する薬を院外薬局から処方されていて、一定額以上の削減効果が見込まれる方

参考 厚生労働省HP「ジェネリック医薬品への疑問に答えます」（平成27年2月第3版）

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎(内) 147~149

ご検討
ください！



国民年金 失業特例

国民年金保険料免除制度には、退職（失業）したことにより本人所得を除外して審査を行う特例免除制度があります。特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となり、配偶者、世帯主が退職した場合も同様に対象となります。

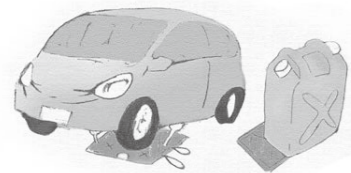
申請には失業していることが確認できる次のいずれかの書類が必要です。

*雇用保険被保険者離職票 *雇用保険受給資格者証 *雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
いずれかをご持参のうえ、町民課（役場1階）にお越しください。

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎(内) 146

水道の検針にご協力ください

水道メーターの検針は、2か月に一度、検針員が各家庭を訪問して行っています。能率よく正確な検針ができるように、次の点にご協力をお願いします。



メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めたりしないでください。

犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでください。



樹木や草花でメーターボックスが隠れないようにしてください。



問合せ 上下水道課 水道総務担当 ☎(内) 182、241

10月1日（日）から 国保の保険証が新しくなります！

小川町の国民健康保険被保険者証（保険証）は9月30日（土）で有効期限が切れ、**10月1日（日）から新しい保険証（茶色PET紙）**になります。

新しい保険証は、9月中旬以降、世帯主宛てに、簡易書留郵便で送付します。お手元に届きましたら、保険証に記載してある住所・氏名・生年月日を確認してください。

※保険税に未納がある世帯には、9月下旬に更新手続きの通知を送付します。来庁のうえ窓口での交付となります。

国保以外の保険に加入している方に保険証が送付されている場合には、必ず国民健康保険担当にご連絡ください（別途届出が必要な場合があります）。

保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成30年9月30日ですが、次のような場合は有効期限が早まります。

	こんな時	有効期限
1	平成30年9月30日までに75歳になる場合 ※1	75歳の誕生日の前日
2	退職被保険者及び退職被扶養者の方で平成30年9月1日までに65歳になる場合 ※2	65歳の誕生月の月末（1日生まれの場合は前月末）
3	平成30年9月30日までに在留期限になる外国籍の方の場合	在留期限
4	町外に住民登録を移した学生のいる世帯の場合	平成30年3月31日
5	国民健康保険税に未納がある場合	平成30年3月31日



国保マスコット 健康まもるくん

※1 この場合は、75歳の誕生日までに後期高齢者医療制度から新しい保険証が簡易書留郵便で送付されます。

※2 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者の方が65歳未満でも有効期限は同様となります。なお、新しい一般保険証は、誕生月の末までに簡易書留郵便で送付されます。

今までの保険証

9月30日（土）までは現在の保険証（桃色）を使用してください。10月以降に処分してください。

国保に加入する時・脱退する時はどうすればいいの？

国保は職場の健康保険と違って、加入・脱退等の届出を自身で行っていただく必要があります。脱退の届出をしないまま保険証を使用していると、国保で支払った医療費を後日返還していただきます。また、加入の届出が遅れた場合には、一度に多額の保険税の納付が必要になることがあります。

職場等の保険を脱退して国保に加入する時

【届出に必要なもの】

- 健康保険の資格喪失証明書等、健康保険の資格を喪失した日を確認できるもの（扶養家族も記載されているもの）
- ※雇用保険の書類とは異なります。
- 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等の写真付のもの）
- 本人・世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）
- 印鑑

職場等の保険に加入して国保を脱退する時

【届出に必要なもの】

- 国保の保険証 ・ 職場等の保険証 ・ 印鑑
- 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等の写真付のもの）
- 本人・世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）
- ※扶養家族の保険証もお忘れなく

加入や脱退の手続きは異動日から14日以内をお願いします。

同一世帯の方でも届出できます。別世帯のご家族等の場合は上記のほか委任状が必要です。

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎(内) 147~149

保険税納税のお願い

「いざという時に安心してお医者さんにかかりたい」との思いは皆同じはず。そんな時に頼りになるのが公的医療保険制度です。国民健康保険も公的医療保険のひとつで、各市町村が運営し、皆さんから納めていただく「国民健康保険税」を医療費の支払いに充て、皆さんの生活を支えています。

健康で安心な生活を守るためにも、「国民健康保険税」の納税に、ご理解とご協力をお願いします。